こどもと接する活動に参加する学生の皆さんへ
―「こども性暴力防止法」の施行に伴う留意事項―

令和 6 年 6 月に制定された「こども性暴力防止法」が、令和 8 年 12 月 25 日に施行される予定です。これに伴い、こども（18 歳未満の者）と接する活動に参加する場合は、活動内容に応じて、特定性犯罪前科の有無の確認が行われることがあります。

1 対象となる活動

- 資格取得における各種実習（教育実習・保育実習・心理実習等）
- 介護等体験
- インターンシップ
- ボランティア活動
- その他、こどもと接する活動

2 特定性犯罪前科の確認が行われる場合

受入先の事業者が必要と判断した場合、特定性犯罪前科の有無について確認が行われます。
例えば、次のような活動が対象となることがあります。

- 児童と一対一になる場面が想定される活動
- 長期間継続して行う活動
- 学生が児童等に対して支配性・継続性・閉鎖性を有すると判断される活動

なお、確認の要否は受入先の事業者が判断します。確認が必要となった場合は、学生本人がこども家庭庁に戸籍情報を提出する必要があります。

3 留意事項

特定性犯罪前科が確認された場合は、こどもと接する活動に参加することができません。
また、実習等への参加ができない場合は、実習を要件とする免許・資格を取得できないことがあります。

4 学生の皆さんへ

対象となる活動への参加を希望する学生は、本法律の内容を十分に理解したうえで、必要な手続きを進めてください。

「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」
（こども家庭庁 HP）リンク：https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

2026 年 11 月
帝京大学 八王子キャンパス事務局